

岩手

August

8
2018



『真夏の夜のドラマ(雫石町)』 写真：眞 館 弘 治

健康な心と体で安全作業 目指すは笑顔の無災害

(中災防平成30年 年間標語)

〔目次〕

岩手労働局長表彰状授与式、	
建設現場等に対する安全パトロールを実施	2
サブロク協定をご存知ですか？	3
平成29年度の脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況	4
仕事休もつ化計画、	
岩手働き方改革推進支援センターのご案内	5
時間外労働等改善助成金のご案内	6
クエスチョン（セクシュアルハラスメントの 相談はどう受ける？）	7
メンタルヘルスとコミュニケーション [㊟]	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ	10・11

岩手労働局長表彰状授与式

「岩手労働局長功績賞」

【受賞者】

一般社団法人 日本ボイラ協会 岩手支部

副支部長 菅田 慧 殿

【受賞の事由】

一般社団法人日本ボイラ協会 岩手支部の役員として、同協会が推進する各種安全衛生活動に関し指導的な役割を果たすとともに、同協会が実施する各種講習や研修の講師を長年にわたり務め、ボイラーや压力容器を設置し使用する事業場等をはじめとする地域全体の安全衛生水準の向上に多大な貢献があったこと。



前列左側から 石田労働基準部長、永田労働局長、菅田慧様、砂子田労働災害防止団体会長（基準協会会長）

第91回全国安全週間（7月1日～7月7日）に合わせ、7月2日、岩手労働局において、「岩手労働局長功績賞」の表彰状授与式が行われました。

式は、表彰状を授与された一般社団法人日本ボイラ協会岩手支部 副支部長 菅田 慧氏（前列中央右）、来賓の岩手労働災害防止団体連絡協議会会長 砂子田 智氏（前列右）、を迎え、岩手労働局長（前列中央左）以下、労働基準部長（前列左）、各課室長（後列）の出席のもと、執り行われ、永田 有 岩手労働局長から「地域全体の安全衛生水準の向上に多大な貢献があった」として表彰状が授与されました。

おめでとうございます。



建設現場等に対する 安全パトロール を実施

岩手労働局では、建設業における労働災害防止の取組を促進させるため、平成30年7月9日に岩手労働局長：永田有（たもつ）（左写真 左から2人目）及び岩手地方労働審議会労働災害防止部会（部会長：水野雅裕岩手大学理工学部教授、左写真 右から1人目）の委員により、岩手医科大学総合移転整備計画附属病院新築工事現場に対する安全パトロールを行いました。

また、平成30年7月19日に岩手労働局長：永田有（たもつ）は道路貨物運送業における労働災害防止の取組を促進させるため道路貨物運送事業者に対する安全パトロールを行いました。

- 岩手地方労働審議会労働災害防止部会は公・労・使の委員により構成され、岩手労働局が推進する労働行政の課題のうち労働者の健康と安全について審議し、行政に対し意見具申するものです。

- 建設業の死亡災害は、本年に入り3月末までに4件発生したことから、4月17日に緊急要請を行いました。その後、死亡災害は発生していませんが、5月末現在において休業4日以上災害は103件発生（前年同期比13件増加）しています。

中小企業主・小規模事業者の皆さまへ

サブロク協定をご存知ですか？

時間外労働を行うには、
サブロク(36)協定が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働(残業)をさせる場合には、
- ・労働基準法第36条に基づく労使協定(サブロク協定)の締結、
 - ・労働基準監督署への届出が必要です。
- サブロク協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。

36協定を結ばないまま法定労働時間を超えた労働(残業)が行われる場合も見受けられますが、これは法令上問題があります。

36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていただくようお願いします。

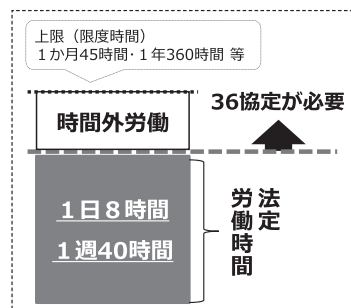
時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方(※)が36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

(※) 具体的には、

- ①従業員の過半数で組織する労働組合(過半数組合)がある場合は、その労働組合、
- ②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】

◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1か月45時間、1年360時間等とされています。(これを「限度時間」と言います。)



*ただし、特別条項を締結すれば、年間6か月まで、限度時間を超えて労働させることができます。

◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談下さい。

時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)の記載例

様式第9号(第17条関係)

時間外労働
休日労働に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社〇〇工場		〇〇市〇〇町1-2-3 (000-000-0000)				
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間			期 間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
						1か月(毎月1日)	1年(4月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注、納期変更	検査	10人	1日8時間	3時間	30時間	250時間	平成〇年4月1日から1年間
	月末の決算事務	経理	5人	同上	3時間	15時間	150時間	同上
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期変更	機械組立	10人	同上	3時間	20時間	200時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期 間
臨時の受注、納期変更		機械組立	10人	毎週土曜・日曜	1か月に1日、8:30~17:30			平成〇年4月1日から1年間

協定の成立年月日 平成〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

平成〇年 3月 15日

使用者 氏名

職名

氏名

検査課主任

山田花子

工場長

田中太郎

(印)

平成29年度の 脳・心臓疾患と 精神障害の 労災補償状況

厚生労働省は、平成29年度の「脳・心臓疾患」及び「精神障害」に係る件数等を取りまとめ、「過労死等の労災補償状況」として公表しました。岩手労働局管内と全国の状況は、以下のとおりです。

詳しくは、厚生労働省のホームページに掲載しております。

表1 脳・心臓疾患の労災補償状況 (単位：件)

岩 手	年度 区分		H25	H26	H27	H28	H29
	脳・心臓 疾患	請求件数	10 (5)	7 (2)	6 (4)	4 (1)	3 (0)
		決定件数	4 (2)	7 (5)	5 (2)	5 (3)	2 (0)
		うち支給 決定件数	1 (1)	5 (3)	4 (2)	5 (3)	2 (0)

全 国	年度		H25	H26	H27	H28	H29
	区分						
	脳・心臓疾患	請求件数	784 (283)	763 (242)	795 (283)	825 (261)	840 (241)
		決定件数	683 (290)	637 (245)	671 (246)	680 (253)	664 (236)
		うち支給 決定件数	306 (133)	277 (121)	251 (96)	260 (107)	253 (92)

※ () は死亡

脳梗塞などの「脳血管疾患」、心筋梗塞などの「心臓疾患」については、その発症の基礎となる血管病変等が、主に加齢、食生活、生活環境などの日常生活による諸要因や遺伝等による要因により徐々に増悪して自然経過をたどり発症するものですが、過重な仕事により自然経過を超えて急激に増悪し発症する場合もあり、これによって死亡した場合には「過労死」とも呼ばれます。

岩手管内の請求件数は平成25年度から減少傾向にあり、平成29年度は前年度より1件減少し3件になっています。全国の請求件数は前年度より15件増加し840件となっています。

なお、脳血管疾患・心臓疾患の労災認定は、平成13年12月に定められた「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」により判断されています。

表2 精神障害の労災補償状況 (単位：件)

区分		年度					
		H25	H26	H27	H28	H29	
岩手	精神障害	請求件数	16 (1)	13 (3)	7 (1)	9 (4)	9 (2)
		決定件数	7 (1)	17 (4)	9 (1)	4 (1)	6 (2)
		うち支給 決定件数	6 (1)	10 (2)	6 (0)	3 (1)	2 (0)

全 国	年度		H25	H26	H27	H28	H29
	区分						
	精神 障害	請求件数	1,409 (177)	1,456 (213)	1,515 (199)	1,586 (198)	1,732 (221)
		決定件数	1,193 (157)	1,307 (210)	1,306 (205)	1,355 (176)	1,545 (208)
うち支給 決定件数		436 (63)	497 (99)	472 (93)	498 (84)	506 (98)	

※ () は自殺

精神障害は、外部からのストレス（仕事によるストレスや私生活でのストレス）とそのストレスへの個人の対応力の強さとの関係で発病に至ると考えられています。

岩手の請求件数は、前年度と同数の9件となっています。全国の請求件数は146件増加し、1,732件となっています。

なお、精神障害の労災認定は、平成23年12月に定められた「心理的負荷による精神障害の認定基準」により判断されています。

「脳・心臓疾患」及び「精神障害」の労災補償については、岩手労働局労災補償課（019-604-3009）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

暑い夏 海に 山に
花火に 夏祭りに
休暇を取って
人生の充実を



仕事休もっ化
計画1

仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図ることで
休みやすい職場環境にしよう。

仕事休もっ化
計画2

土・日にプラスワン休暇して、
連続休暇にしよう。

仕事休もっ化
計画3

年次有給休暇の
「計画的付与制度」を活用しよう。

【キッズウィーク】 地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する
取組(キッズウィーク)が平成30年度から始まります。
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>



労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか?

+1

土・日に年次有給休暇を
組み合わせて、連休を実現する
「プラスワン休暇」。

労使協定のもと、年次有給休暇を
組み合わせて、3日(2日)+1日以上の
休暇を実施しよう。

2018年7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか?

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を残った残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.5ポイント高くなっています(平成28年)[※]。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。[※]労務条件報告調査

1) 導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な
業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、
年次有給休暇を取得できます。

2) 導入例

例えば、2018年の夏季休暇に導入すると?

年次有給休暇を土・日、夏季休暇と
組み合わせて、連続休暇に。

土・日、夏季休暇に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて連続休暇
にすることが可能です。また、☐点滅のような日に年次有給休暇をさらに
組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2018年8月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

日数	5日	5日	15日	5日
※1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員	5日	5日	15日	5日
※2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員	5日	5日	15日	5日

※1 前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一日に付与	製造部門など、休業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

岩手県

働き方改革

推進支援センター

のご案内

平成30年
4月開設

電話でのお問い合わせ

0120-198-077

《開設時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)》

住所: 〒020-0821 盛岡市山王町1-1 岩手県社会保険労務士会内
mail: iwate-roumusikai@xvh.biglobe.ne.jp

「働き方改革」全般について、様々なご相談を受け付けます

「働き方改革」の実行に向けた

- ▶就業規則の作成方法
- ▶賃金規定等の見直し
- ▶労働関係助成金の活用 など

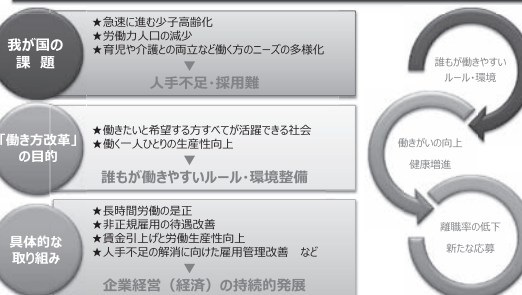
社会保険労務士等の専門家が無料で相談に応じます。

※ご希望に応じて、直接企業に訪問することも可能です。
※出張相談会・セミナーも開催します。



厚生労働省 岩手労働局

『働き方改革』とは…



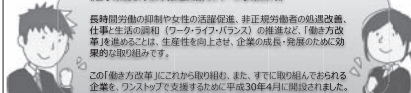
『働き方改革』に取り組む事業主の皆様を支援します

こんな「お悩み」を抱えていませんか?

- 36協定について詳しく知りたい
- 「同一労働同一賃金ガイドライン(案)」を参考にパート・タイマーなどの処遇改善をするには
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 時間外労働の上限規制への対応は
- 弾力的な労働時間制度の構築には
- 多様な働き方を導入して生産性を上げるには
- 生産性向上による賃金引上げの支援制度は
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいのか
- 人材確保・育成を目的とした雇用管理改善には
- 必要な「就業規則」の見直しには
- 各種助成金について教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金がわからない

電話等による個別相談	企業訪問による相談支援	出張相談会	事業主向けセミナー開催	関係機関との連携
支援センターでは相談員が常駐して電話・メール・来所による相談に対応します。	ご希望により、専門家が直接訪問します。	商工会議所・商工会や中小企業団体中央会等において出張相談会を開催します。	商工会議所等において、制度紹介や労務管理手法等の普及セミナーを開催します。	ご相談内容に応じ、「県内地方公共団体」、「よろず支援拠点」等と連携を図ります。

《岩手県働き方改革推進支援センターの事業目的》



中小企業の皆様へ

相談 無料
のご案内です!

『岩手県働き方改革推進支援センター』は岩手県社会保険労務士会が岩手労働局より委託を受けて設置した公的な相談窓口です。

「時間外労働等改善助成金」

（勤務間インターバル導入コース）のご案内

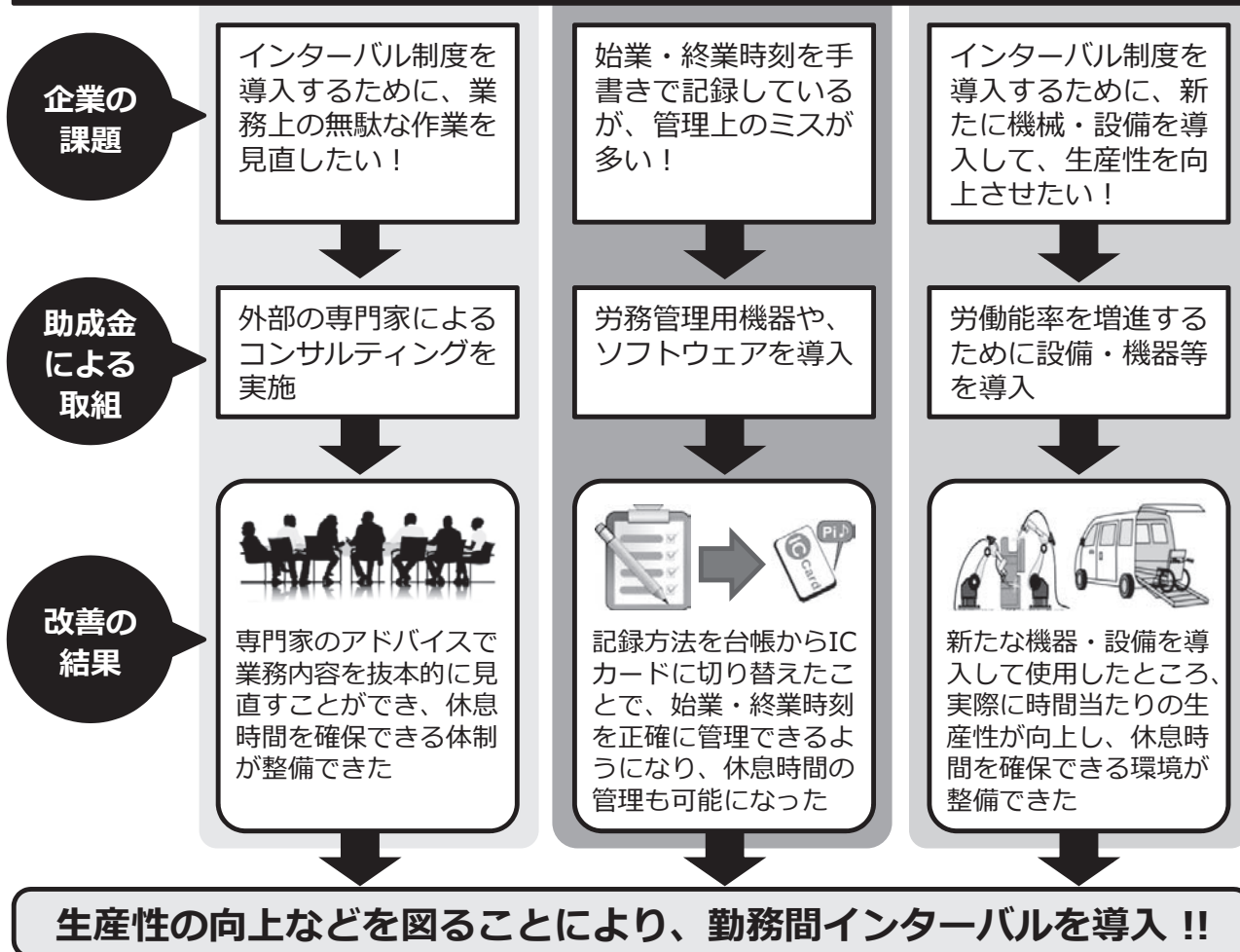
「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るものです。

このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

▶平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました

- 一定の要件を満たした場合に、助成率を 3/4 から 4/5に上乘せして支給
- 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入、業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

課題別にみる助成金の活用事例



助成内容の詳細、不明な点や質問等お問い合わせがございましたら、
岩手労働局雇用環境・均等室 019-604-3010へ

(時間外労働上限 設定コース)のご案内

時間外労働の上限時間を適切に設定し長時間労働を見直すことで、働く方の健康や、ワーク・ライフ・バランスを確保しながら、生産性を向上させることが可能となります。

このコースは、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

▶平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました

- 上限額を最大150万円までに引上げ
- 更に、週休2日制とした場合に上限額を加算（助成金の合計は200万円まで）
- 一定の要件を満たした場合に、助成率を3/4 から 4/5に上乘せ
- 建設の事業、自動車運転業務に係る事業等、限度基準告示の適用除外業種も申請対象に追加
- 業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

**生産性の向上を図ることにより、
時間外労働の縮減が可能に!!**

(職場意識改善コース)のご案内

「ワーク・ライフ・バランス」実現のため、週労働時間60時間以上の雇用者の割合5%、年次有給休暇取得率70%の達成（平成32年目標）を目指しています。

このコースでは、生産性の向上などを図ることにより、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

▶平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました

- 年次有給休暇を取得促進した場合、上限額を最大150万円までに引上げ
- 一定の要件の元で、助成率を3/4 から 4/5に上乘せ
- 業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

**生産性の向上を図ることにより、
ワーク・ライフ・バランスを推進!!**

クエスチョン

セクシュアルハラスメントの 相談はどう受ける？

Q

セクシュアルハラスメント相談窓口の担当者に指名されたのですが、いざ相談を受けるに当たりどのようなことに留意して行えばいいでしょうか。

A

セクシュアルハラスメント防止対策が成果を上げるためには、まず、労働者がいつでも気軽にセクシュアルハラスメントの悩みを相談できる信頼のおける窓口（担当者）である必要があります。そのためまずは、相談内容など相談者のプライバシーが守られていることが何より重要です。

相談に当たって、相談者が話しやすい場所や外に話が漏れないような会議室、場合によっては社外の場所を選ぶのもいいでしょう。

相談の冒頭、「プライバシーや秘密は絶対守られるのでご安心ください。」と秘密が守られていることを必ず告げ、安心して話せる場であることを約束します。

相談者は一人で悩み、迷ったあげく相談に来る場合が多く、こうした相談者の心理状況を共感的に理解し、誠実に優しく、思いやりをもって終始相談に応じることが重要です。

相談内容を聞き終えた後、相談者の問題解決への希望、対応に望むこと等の確認を行います。この相談だけで終わる場合もあるでしょうが、相談者に対する配慮が必要であるか否かや調査等を希望する場合は、大まかな進め方の説明を行った上で、社長や人事部などに報告をすることの了解、相談者自身も今回の相談内容の秘密を守ること、行為者とされる人に相談概要を伝えることの了解も必要があります。さらに、調査を進める上で第三者に確認する場合は、別途了解をもらうことにも留意が必要です。

セクシュアルハラスメントの相談対応は、その処理によっては、問題を長期化したり、対外的問題に発展したりするので、より迅速かつ丁寧な相談・事後対応に心がける必要があります。

メンタルヘルスとコミュニケーション

②9 ～べきべき!!～

今松 明子

私事です。がちょっと前に季節外れのインフルエンザに罹患し、本を読もうという気持ちにもなれず、横になりながら聞くとともにしに聞いていたラジオから、「～そうするべきではないと思いますよ。」「絶対に謝るべきだったのです!」「それは責任をとるべきです。」というように、やたら“べき”という言葉が聞こえ、ちょっと気になってしまいました。“べき”って結構強い意志表示だと思うのです。みなさんにはどう聞こえますか？

先日、こんなことを言ってきた若者くんがいました。「3日、3ヶ月、3年という言葉がありますよね。(ええ) 勤め始めて、まだ2年目なんですけど、(はあ) やっぱ3年は頑張ってみるべきですよ。」う～ん、3日耐えられると3ヶ月は大丈夫、3ヶ月耐えられると3年大丈夫。3年間は頑張ってみましょうということで、まあ石の上にも三年という意味かなあと思うのですが、それよりもまたまた“べき”が出てきました。この“べき”ってどういう意味でしょう。ラジオから聞こえた“べき”とはちょっと違いそうです。どうでしょうか。「まだ3年経ていないので、あと1年は頑張ってみなければいけないぞ。」という自分の気持ちに同意して欲しいという意味なのか、それとも反対に「まだ3年経ていないけど、もう辞めたくなくなってしまったので仕方ないじゃないか。」という気持ちに同意して欲しいのかな？よくわかりませんでした。この人の真意はどこにあるのか、質問をしてみました。若者くんの答えは「迷っているんですよ。だから相談したんです。」そうか、迷っているのか、でもね、迷っているかもしれないけど、わりに意思がはっきりしているのではじゃないかなあ。そういうふうには私には聞こえたんだけどということで、「まだ、勤めて始めて2年しか経っていないので迷っているけど、本当は辞めたい気持ちが強い

という風に聞こえたんですけどね。(えっ、ええ。。まあ。)

なぜ、辞めたいと思ったのかしら？」と訊いてみました。「しゃべらなきゃだめですか。う～ん、やっぱり話すべきですよ。」またまた、できました。“べき”です。

“べき”はこの方の口癖かもしれません。この場合の“べき”は「そうする方がいいんじゃないかな、やっぱりその方が適切だと思う。」というような意味で使っているような感じで、その言葉を使うことで自分の気持ちを納得させる感じも伝わります。“べき”にもいろいろな意味がありそうなことがわかります。ラジオからの“べき”は自分の考えに自信があるという感じがしました。だから、強い意思の表明に聞こえたのですが、それだけでなく、「そうでしょ、当然ですよ。あなたもそう思うようね。」というようにも聞こえないでしょうか。相手にも自分の考えを強要している感じも受けてしまいます。

口癖というほどでなくても、誰もが使ったことはあるだろうこの“べき”ですが、相手に対して使う時は、相手が自分の考えと違う対応、言動をした場合ですね。その場合、自分の考えに絶対的自信があるからこそ、私の意見が絶対に正しくて、他は間違っているというような気持ちまで伝わってしまいがちです。だからこそ、自分の考えを相手に押し付ける傾向が出てくることになりがちです。自信を持つことはとてもいいことですが、立場を変え、押し付けられる感じを受けた相手の気持はどうでしょう。紋切り型に強い口調で“べき”でしょと言われると、「なるほどなあ、納得!」という気持ちにはなかなかないのではないのでしょうか。強さも一緒に伝わりますから、どちらかというとその強さに反発や反感の気持ちさえでてくるかもしれません。そんなつもりで使っていなくても、相手は引っかけを持ち、ストレスに、あるいは露骨に嫌だなあと思われがちかな言葉かもしれませんね。意外に自分の口癖はわからないものですが、“べき”って使っているかと思われた方、ちょっと意識し、使わないようにした方が相手との関係性を考えた場合もよさそうですね。



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

6月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(一財) あんしん財団 北東北支局	盛岡市
宮古	黒武工業(株)	宮古市

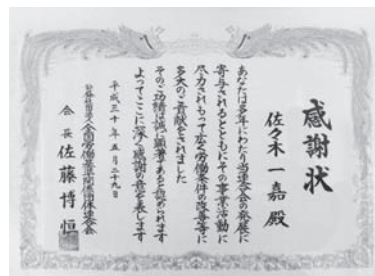
支部名	事業所名	所在地
宮古	ジョブ・パートナー山田	山田町
釜石	照井シーリング	釜石市

5 末会員数	5,060	6 月加入	4	6 月退会	13	6 月末会員数	5,051
--------	-------	-------	---	-------	----	---------	-------

一関支部前佐々木支部長に感謝状が贈られる



さる6月8日一関市のベリーノホテル一関で開催された「一関支部役員・委員合同会議」において、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（略称：全基連）から、当協会前一関支部長並びに当協会副会長を永く努め、労働条件等の改善に多大な貢献をされた佐々木一嘉様に対する感謝状が贈呈されました。



岩手県
産業安全衛生大会
2018

大会式典

事例発表

東京電波株式会社

平成30年

9月26日(水)

開場12:00/開会13:30

都南文化会館キャラホール
盛岡市永井24-10-1

特別講演

みやけ くにひこ
宮家 邦彦氏



キヤノングローバル戦略研究所研究主幹
立命館大学客員教授 元外交官

〈演題〉
「米朝首脳会談後の東アジア」

併設イベント

12:00開場<小ホール>
ミドリ十字展 パネル展

第77回 全国産業安全衛生大会

開催期間

平成30年 10月17日(水) → 10月19日(金)

会場

総合集会 10月17日
横浜アリーナ

分科会 10月18日・19日
パシフィコ横浜ほか横浜市内各会場

同時開催

緑十字展2018
会場：パシフィコ横浜

スペシャルトーク(10/18)

「わが野球人生」

野球解説者
前横浜DeNAベイスターズ監督

中畑 清氏

講習会のお知らせ

30年10月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習	8/28(火)～30(木)	岩手労働基準協会研修センター	定 員	本 部	16,200	2,160
		8/28(火)～29(水)・31(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部		
	有機溶剤作業主任者技能講習	9/10(月)～11(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	10,800	1,944
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	10/1(月)～2(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	10,800	1,944
	玉掛け技能講習	8/23(木)～24(金)・26(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部	22,680 (一部免除者) 20,520	1,645
		8/28(火)～30(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		8/28(火)～29(水)・31(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		9/18(火)～20(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		10/1(月)～3(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		10/1(月)～2(火)・4(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		10/1(月)～3(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		10/17(水)～19(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	8/20(月)～23(木)	岩手労働基準協会研修センター	定 員	盛岡支部	29,160	1,620
		9/10(月)～13(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部		
		9/10(月)～13(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		9/11(火)～14(金)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		9/14(金)～17(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		10/2(火)～5(金)	久慈職業訓練協会他	30	二戸支部		
		10/15(月)～18(木)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		10/16(火)～19(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	8/21(火)～22(水)・24(金)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部	29,160 (一部免除者) 27,000	1,645
		9/11(火)～13(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		9/11(火)～12(水)・14(金)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		9/19(水)～21(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		10/3(水)～5(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		10/16(火)～18(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		10/16(火)～17(水)・19(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		10/22(月)～24(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
	高所作業車運転技能講習	10/22(月)～23(火)	岩手労働基準協会宮古支部他	20	宮古支部	34,560 (一部免除者) 31,320	1,850
		10/22(月)～24(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	20	宮古支部		
	ガス溶接技能講習	10/12(金)～13(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部	9,720	864
	安全衛生推進者養成講習	8/22(水)～23(木)	釜石職業訓練協会	40	釜石支部	8,640	1,404
		10/9(火)～10(水)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部		
特 別 教 育	足場の組立て等の特別教育(6時間)	9/11(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,400 6,480	800
		10/11(木)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	クレーン運転業務特別教育	9/18(火)～19(水)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	8,640 9,720	1,645
		10/12(金)～13(土)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
	アーク溶接等の業務特別教育	9/7(金)～8(土)	一関職業訓練協会	40	一関支部	9,720 10,800	1,080
	小型車両系建設機械運転業務 特別教育	9/18(火)～19(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	13,284 14,364	1,645
		10/24(水)～25(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	10/12(金)	サンパルク2F会議室	30	釜石支部	7,560 8,640	702
	粉じん作業特別教育	9/12(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	4,860 5,940	648
	自由研削と石取替え業務当別教育	8/27(月)	岩手労働基準協会研修センター	定 員	盛岡支部	5,400 6,480	1,296
		10/10(水)	アイ・ドーム	40	一関支部		
		10/18(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		

区分	講習名	実施日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
特別教育	動力プレス金型等の取付等業務特別教育	8/23(木)～24(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	8,640 9,720	1,080
	巻上げ機の運転業務に係る特別教育	10/23(火)～24(水)	気仙教育会館他	40	大船渡支部	11,880 15,012	1,030
	ダイオキシン類ばく露防止特別教育	10/29(月)	岩手労働基準協会研修センター	80	本 部	4,860 5,940	972
その他	職長教育	9/27(木)～28(金)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部	11,880 12,960	864
		10/25(木)～26(金)	アイ・ドーム	50	一関支部		
		10/30(火)～31(水)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
	職長・安全衛生責任者	9/13(木)～14(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	11,880 12,960	1,512
		10/9(火)～10(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
		10/24(水)～25(木)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
	刈払機作業従事者安全衛生教育	8/29(水)	アイ・ドーム	40	一関支部	7,560 8,640	2,700
	有機溶剤作業従事者安全衛生教育	10/2(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部	6,264 7,344	864
	職長能力向上教育	8/24(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	7,560 8,640	1,620
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	10/12(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,400 6,480	950
	安全管理者選任時研修	8/7(火)～8(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	14,040 16,200	1,512
	化学物質のためのリスクアセスメントセミナー	10/30(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	本 部	4,860 5,940	864
	衛生管理者能力向上教育(定期)	9/6(木)～7(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部	11,880 14,040	2,484 しおり 702
	危険予知リスクアセスメント講習会	8/21(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,940 7,020	1,014
	衛生担当者研修会	9/5(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,000
	第一種衛生管理者試験準備講習	10/18(木)～19(金) 及び 10/22(月)～23(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	14,040 16,200	6,696

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

死 亡 災 害 速 報 (6月)

■宮古署 農林業(木材伐出業) 6月 男(60歳代) 墜落、転落
伐倒木をフォワーダに積み、土場に向かって作業道を走行中、勾配12°の作業道を後進している際に作業道から6m下に転落、運転席から投げ出され、フォワーダの下敷きになった。

クイズプレゼント

応募方法

締め切り

宛先

賞品及び発表

7月号の正解

「サブロク協定をご存知ですか？」3ページにこんな見出しがあります。今さらの内容と思う方がいらっしゃるかもしれませんが、諸事情により出来ていない事業所があります。様々な相談を受け付ける窓口もありますのでお気軽に相談願います。

では、サブロクとはどのように表記しますか？次の①～③のどれになりますか？

- ① 四苦八苦
- ② 四六時中
- ③ 36

ヒント 3ページを参考に回答してください。

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成30年8月20日(月)消印有効

☎020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25

(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-681-1018

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

②

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報もお待ちしております。

新コーナー ご当地紹介コーナー 8月・葉月



『ナイトミュージアム』夜の博物館

●夜の文化祭

18:00～ 合唱コンサート

18:30～ 語り部による昔話のよみきかせ

19:00～ 映画会「セロ弾きのゴーシュ」
「むかしの暮らし」(予定)

今年は火星が大接近することと、天体望遠鏡で火星を観望することもできます。また、当日は博物館が一日お化け屋敷に変身。館内に隠れた妖怪を探しに探検することもできます。さらに、当館友の会による夜店も出て楽しいことが満載です

開催日 8月11日 17:00～20:00

入館 無料

主催 八幡平市博物館 0195-63-1122

写真提供 八幡平市博物館

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

金の要る話になると居なくなり

計画も順調に進んで、さてあとはお金の算段に入ると、急に用事を思い出して居なくなる人が少なからずいます。

それぞれ致し方ないが悲しい。

(川柳原生林5月号<杜若>佐々木七草作品より)

岩手の死亡災害(6月末)

製造業	1	(1)
鉱業	0	(0)
建設業	4	(1)
運輸交通業	0	(2)
林業	1	(1)
商業	0	(0)
その他	1	(1)

累計 7 (6)
()内は前年同期

編集	後記
----	----

8月15日は戦争を知らない世代に戦争の経験と平和の意義を伝えるため「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とすることが1982年4月13日(昭和57年)閣議決定され終戦記念日となっています。小学校や中学校の教科書の多くは終戦の日を8月14日か15日と記しており9月2日には言及していないものもあります。またサンフランシスコ講和条約については締結の日の1951年9月8日について言及しているが、発効の日の1952年4月28日には言及していないものもある。一方で高等学校日本史教科書の多くは終戦の日を9月2日としています。8月14日は「ボツダ

ム宣言受諾が決定され連合国に通知した日」、8月15日は「戦争が終結することをラジオ放送で国民に知らせた日」と記されているものが多いようです。某紙の記述では、【昭和天皇のいわゆる「聖断」によりボツダム宣言受諾が決定され、8月14日は、政府はこれを連合国側に通告した。8月15日天皇のラジオ放送で戦争終結が国民に発表された。9月2日東京湾内の軍艦ミズリ号上で日本政府及び軍代表が降伏文書に署名して、4年にわたった太平洋戦争は終了した】いずれの日でも戦争を起こさず平和を希求していきつづけることが私たちの願いです。

発行 平成30年8月1日
定価 1部 100円
{ 会員事業所の購読料
は年会費に含む }

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 戸澤 勝 弘